

議員派遣について

令和7年10月7日

地方自治法第100条第13項及び舞鶴市議会会議規則第167条第1項の規定により、
下記のとおり議員を派遣する。

記

- ・ 令和7年度市町村職員等共同研修「市町村議会委員長研修会」
 - (1) 派遣期日 令和7年10月20日（月）
 - (2) 派遣場所 京都市
 - (3) 派遣目的 令和7年度市町村職員等共同研修「市町村議会委員長研修会」に参加するため
 - (4) 派遣議員 今西克己 川口孝文 肝付隆治 谷川眞司 田畑篤子
山本治兵衛